

## 民間活力活用業務評価・検証 実施要領

### I. 実施の趣旨・目的

本市における新たな行政改革の取り組みの一つとして、業務委託や指定管理者制度の導入を行った事業について、行政の役割と責任を踏まえた上で、効果や課題を評価・検証し、その結果を、今後の民間活力の活用に活かすことを目的とする。

### II. 対象事業

次の事業を対象事業とする。

#### ①業務委託事業

1年度あたりの事業費が5千万円以上の委託事業で、かつ、事業開始から3年が経過し、毎年度執行している事業

※ただし、次のいずれかに該当する事業は除くものとする。

- (1) 単価契約による委託事業
- (2) 元来、市が保有していない、又は今後も保有することが想定されない資源を活用し実施する事業
- (3) 終期が決まっている事業
- (4) その他検証・評価に適さないと認められる事業

#### ②指定管理者制度導入事業

指定管理者制度導入事業のうち、指定管理期間が2年目以降となる事業

### III. 実施スケジュール

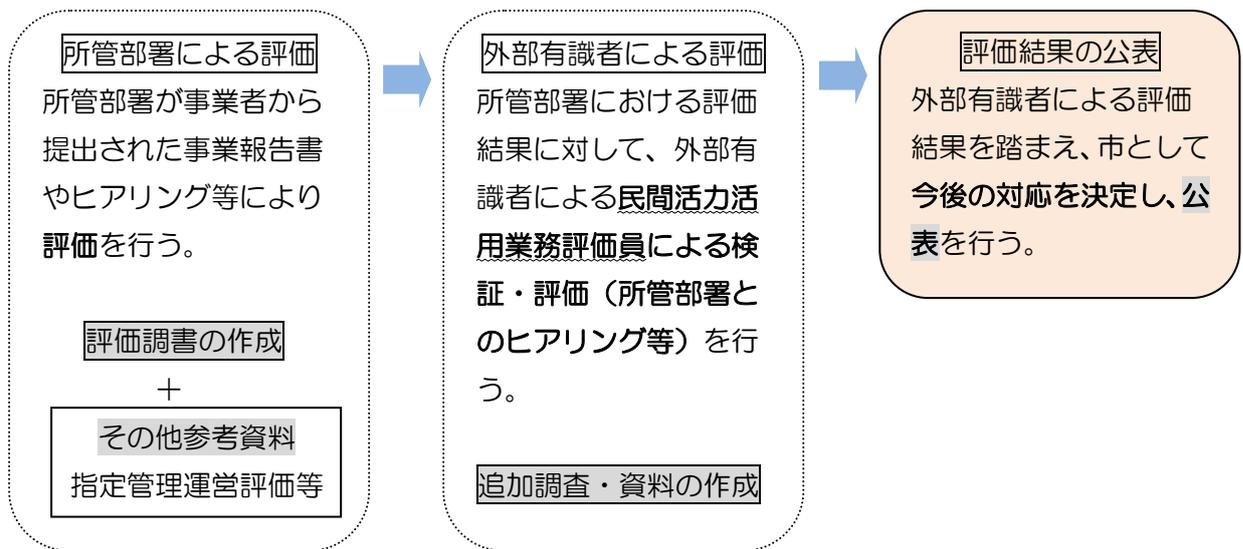
年 度	対象とする事業
平成27年度	①業務委託事業 (対象事業の基準は、 <u>平成26年度決算額</u> とし、全課への照会により選定する。)
平成28年度	②指定管理者制度導入事業

#### IV. 評価・検証の項目

評価・検証の項目は、以下の内容を原則とし、合理性及び有用性の観点から、評価・検証するものとする。

項目	内容
合理性	・ 目的達成度 ・ 行政の役割と責任 ・ 市民ニーズの把握及び的確な対応
有用性	・ 経済性（コストメリット） ・ サービス水準

#### V. 評価・検証の流れ



#### VI. 民間活力活用業務評価員

所管部署による評価結果について、外部の視点による検証・評価を行うため、有識者からなる評価員（3名）を置くものとする。

なお、評価員は、基本的に各評価員が独立して職務に当たる、いわゆる「独任制」をとるものであり、合議による集約化は行わないものとする。

##### 《設置根拠》

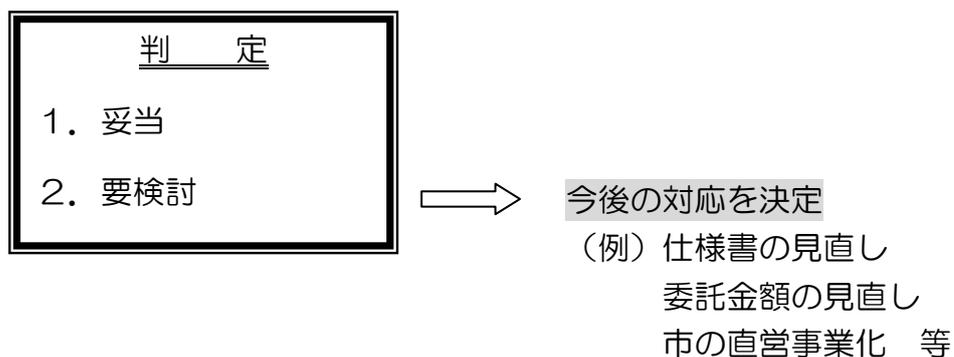
身分：地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づく非常勤嘱託員

設置根拠：枚方市民間活力活用業務評価員設置要綱

## Ⅶ. 評価・検証結果の公表

評価・検証結果は、次の区分を基本とし、「要検討」と判定された場合は、市としての今後の対応を決定し、ホームページ等で公表するものとする。

また、この取り組みで得られた結果については、本市における今後の民間活力活用に活かしていくものとする。



## Ⅷ. その他

これらの取り組み結果に対する成果と課題を検証し、制度の継続または、見直しを検討する。